

小国高等学校 蘇陽高等学校			を
御船高等学校 甲佐高等学校 宇土高等学校 松橋高等学校 矢部高等学校	宇土市 宇城市 上益城郡（益城町を除く。） 下益城郡	宇土高等学校には、上天草市のうち旧大矢野町を加える。 矢部高等学校には、蘇陽町を加える。 御船高等学校には、益城町を加える。	

阿蘇高等学校 高森高等学校 小国高等学校 蘇陽高等学校	阿蘇市 阿蘇郡（西原村を除く。）	蘇陽高等学校には、山都町のうち旧矢部町及び旧清和村を加える。	に
御船高等学校 甲佐高等学校 宇土高等学校 松橋高等学校 矢部高等学校	宇土市 宇城市 上益城郡（益城町及び山都町のうち旧蘇陽町を除く。） 下益城郡	宇土高等学校には、上天草市のうち旧大矢野町を加える。 矢部高等学校には、山都町のうち旧蘇陽町を加える。 御船高等学校には、益城町を加える。	

改める。

附 則

この規則は、平成17年2月11日から施行する。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成16年12月17日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

**熊本県教育委員会規則第12号**

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

鹿本高等学校 菊池高等学校 大津高等学校	山鹿市 鹿本郡 菊池市 菊池郡（西合志町、合志町及び菊陽町を除く。） 西原村	鹿本高等学校には、菊水町及び三加和町を加える。 菊池高等学校には、西合志町及び合志町を加える。 大津高等学校には、合志町、菊陽町及び長陽村を加える。	を
----------------------------	--	--	---

鹿本高等学校 菊池高等学校 大津高等学校	山鹿市 鹿本郡 菊池市 菊池郡（西合志町、合志町及び菊陽町を除く。） 西原村	鹿本高等学校には、菊水町及び三加和町を加える。 菊池高等学校には、西合志町及び合志町を加える。 大津高等学校には、合志町、菊陽町及び南阿蘇村のうち旧長陽村を加える。	に
----------------------------	--	--	---

改める。

附 則

この規則は、平成17年2月13日から施行する。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 16 年 12 月 17 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

**熊本県教育委員会規則第 13 号**

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 39 年熊本県教育委員会規則第 15 号）  
の一部を次のように改正する。

別表中

济々巒高等学校 熊本高等学校 第一高等学校 第二高等学校 熊本西高等学校 熊本北高等学校 東稜高等学校	熊本市 西合志町 合志町 菊陽町 益城町	济々巒高等学校には、植木町及び泗水町を加える。 第一高等学校には、富合町を加える。 第二高等学校には、西原村、嘉島町及び城南町を加える。
---	----------------------------------	--

を

「

济々巒高等学校 熊本高等学校 第一高等学校 第二高等学校 熊本西高等学校 熊本北高等学校 東稜高等学校	熊本市 西合志町 合志町 菊陽町 益城町	济々巒高等学校には、植木町及び菊池市のうち旧泗水町を加える。 第一高等学校には、富合町を加える。 第二高等学校には、西原村、嘉島町及び城南町を加える。
---	----------------------------------	---

に

改める。

附 則

この規則は、菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

**熊本県立大学改革推進委員会公告第 1 号**

熊本県立大学改革推進委員会第 2 回会議を次のとおり開催する。  
平成 16 年 12 月 17 日

熊本県立大学改革推進委員会委員長

- 1 開催日時  
平成 16 年 12 月 20 日（月）  
午後 1 時から（2 時間程度）
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁本館 5 階「審議会室」
- 3 議題  
各検討部会の検討状況について  
公立大学法人定款（素案）について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
  - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県総務部私学文書課（電話 096 - 383 - 1111 内線 3204）

正 誤

の指定) 中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	19行目	蘇陽町	阿蘇町
3	17行目	七城町	泗水町